

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、協会連盟）定款第31条に定める規程に基づき、役員に対する報酬について必要なことを定めることを目的とする。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事・監事をいう。

(2) 常勤役員とは、理事長と副理事長をいう。

(3) 常勤役員は、協会連盟を主たる勤務場所とし、原則として週3日以上勤務する。

(4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費等を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、協会連盟は、常勤役員の職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

(常勤役員（理事長・副理事長）の報酬額)

第4条 常勤役員（理事長・副理事長）各々の年間報酬額は1,200万円以内とし、(別表)役員報酬俸給表のうちから会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の支払方法)

第5条 役員報酬は、本人の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給する。

2 役員報酬の支払いにあたり、次のものを控除する。

(1) 所得税、地方税

(2) 社会保険料(健康保険料、介護保険、厚生年金保険料、雇用保険料)の本人負担分”

- 3 役員報酬は、毎月1日から月末までの分をその月の25日に支給する。ただし、25日が銀行の休日にあたる場合は、直前の銀行の営業日とする。
- 4 新たに常勤役員に就任した場合は、その日から役員報酬を支給する。
- 5 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで役員報酬を支給する。
- 6 常勤役員が死亡により退職した場合は、その月までの役員報酬を支払う。
- 7 前条の規定により役員報酬を支給する場合、又は役員報酬の改定がある場合であって、それが月の途中である場合は、日割りにより計算する。

(費用)

- 第6条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。
- 2 役員に対して、協会連盟より特別な任務として国内外の会議出席等を委嘱した場合、別に定める旅費規程等に基づき費用を支給することができる。
 - 3 協会連盟は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

- 第7条 協会連盟は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第8条 この規程の改正は総会の決議により行うものとする。

(補足)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(別表)

	月額	年額
1	100,000	1,200,000
2	150,000	1,800,000
3	200,000	2,400,000
4	300,000	3,600,000
5	400,000	4,800,000
6	500,000	6,000,000
7	600,000	7,200,000
8	700,000	8,400,000
9	800,000	9,600,000
10	900,000	10,800,000
11	1,000,000	12,000,000

※対象者：常勤役員（理事長・副理事長）

改正年月日

平成 23 年 1 月 22 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 施行

平成 25 年 6 月 22 日 一部改正

平成 28 年 6 月 25 日 一部改正

令和 6 年 7 月 1 日 改正